第 号 年月日

岐阜県知事 様

労働時間短縮計画の提出について

○○機関の指定に係る労働時間短縮計画について、医療法第 114 条 (第 115 条第 4 項) において準用する場合を含む。)(特定地域医療提供機関の場合)に基づき別紙のとおり定めたので提出する。

※本文中の条文については、以下を参照し条文を記載する。

- ・特定地域医療提供機関 (B 水準) に係る労働時間短縮計画の提出 →医療法第 114 条第 1 項 (第 115 条第 4 項) において準用する場合を含む。)
- ・連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)に係る労働時間短縮計画の提出 →医療法第118条第2項の規定による準用する同法第114条第1項
- ・技能向上集中研修機関 (C-1 水準) に係る労働時間短縮計画の提出 →医療法第 119 条第 2 項に規定により準用する同法第 114 条第 1 項
- ・特定高度技能研修機関 (C-2 水準) に係る労働時間短縮計画の提出 →医療法第120条第2項の規定により準用する同法第114条第1項